

目次

序章 相続における生命保険の特質

- 1 相続対策の切り札は「生命保険」……04
コラム 相続放棄は対象となる親族全員で行うことが必要!

第1章 納税資金対策としての生命保険活用

- 1 生命保険金の非課税金額を活用した納税資金対策……10
コラム 生命保険に関係する条文番号や判例日付は要チェック!
- 2 税負担軽減対策としての非課税金額活用……12
- 3 一般家庭における非課税金額の活用例……13
- 4 「相続財産完全防衛」のための生命保険活用……14
- 5 相続税対策は二次相続まで考えた対策が必要……15
- 6 納税資金対策の観点から受取人を見直す必要性……17
- 7 契約形態に見る課税の比較……18
コラム 相続開始3年前までの保険料贈与は「持ち戻し」に注意
- 8 「連帯納付義務」に対する生命保険活用……20

第2章 遺産分割・遺留分対策としての生命保険活用

- 1 遺留分の減殺請求から遺留分の侵害額請求へ……22
- 2 遺留分侵害額請求対策にこそ生命保険を活用……23
コラム 2019年7月1日から遺留分侵害額請求制度に
- 3 生命保険金で遺留分侵害額を手当てする……25
- 4 生命保険を活用した遺留分侵害額の準備……26
- 5 寄与分対策として生命保険金で報いる……27

第3章 民法(相続法)等の改正における生命保険活用

- 1 配偶者の居住権の創設……30
- 2 遺産分割関係と遺言制度における見直し……31
- 3 遺留分制度の見直し……32
- 4 相続人以外の親族の貢献が認められる……33

第4章 贈与を使った生命保険活用

- 1 相続対策として注目される「贈与」……36
コラム 塵も積もれば山となる
- 2 贈与の基本……39
- 3 保険料を贈与する際の留意点……40
コラム 確定日付の有効性
- 4 保険料贈与の有無と契約形態による課税比較……42
- 5 暦年贈与① 財産減らしと納税資金・遺産分割資金の確保……43
- 6 暦年贈与② 世代飛び越し贈与による税負担軽減と財産移転……48
- 7 相続時精算課税制度の活用が有利になる状況……49
- 8 贈与によって取得したとみなされる保険金……52
コラム 成人年齢引き下げに伴う改正

第5章 経営者における生命保険活用

- 1 経営者の万一に備えて事業継続資金を確保……56
- 2 経営者が会社に貸し付けている不動産の問題……58
- 3 経営者から会社への貸付金も相続財産……60
コラム 会社への貸付金の解消には他にも方法が……
- 4 会社の借入金の連帯保証債務から遺族を守る……62
コラム コロナにより信用保証協会融資を受けている企業は対策を!

- 5 死亡退職金・弔慰金は相続対策の切り札…64
- 6 役員退職金の一部として生命保険を現物支給…66
- 7 役員退職金を生命保険で準備するメリット…67
- 8 役員給与を引き下げて退職金準備に充てる…68
- 9 相続・事業承継対策に自社株買取りを活用…69
- 10 自社株買取りのための会社の要件…70
- 11 後継者の納税資金確保のための自社株買取り…71
- 12 後継者以外からの自社株買取りで円滑な事業承継…72

第6章 特例納税猶予制度利用時における生命保険活用

- 1 特例納税猶予制度の概要…74

相続税の特例納税猶予制度利用時の生命保険活用①～②

- 2 先代経営者の相続発生による遺留分侵害リスク対策…77
- 3 相続税の特例納税猶予の取消しリスク対策…78

贈与税の特例納税猶予制度利用時の生命保険活用①～④

- 4 贈与後の先代経営者の資金リスク対策…79
- 5 贈与税の特例納税猶予の取消しリスク対策…80
- 6 先代経営者死亡によるみなし相続税の課税リスク対策…82
- 7 先代経営者死亡による遺留分侵害リスク対策…84
- 8 特例納税猶予利用による後継者以外の相続人の税負担リスク対策…86
- 9 先代経営者より先に後継者が死亡した場合のリスク対策…88

- 10 特例納税猶予制度を安心して使うために…90

第7章 医療法人の理事長における生命保険活用

- 1 経過措置型医療法人の理事長が抱える問題点…92
- 2 医療法人のタイプに応じた生命保険提案…95

第8章 よくある相続トラブルと生命保険活用

- 1 高齢同士の再婚は遺産分割でもめやすい…102
- 2 逆順位の死亡で「こんなはずじゃなかった!」…103
- 3 債務は当然に分割され、遺産分割の対象外…104
- 4 まとめ…105

資料編

- 相続税計算の手順…108
- 相続税計算の具体例…108
- 相続税額早見表の見方…109
- 相続税額早見表…110
- 贈与税額早見表…115
- 相続財産完全防衛額早見表[概算]…116

凡例

- 本書の内容は、2023(令和5)年8月1日現在の法令(税制)・制度に基づいています。
- 法人契約、医療法人契約の経理処理等の取扱いについては、制度改正等によって変更される可能性があります。
- 個別の契約の取扱いについては所轄の税務署または税理士等の税の専門家にご確認ください。
- 本書内の記述で「相続人」は「推定相続人」、「被相続人」は「被相続人と想定される人」のことを省略して表記しています。
- 第6章に出てくる「先代経営者」は、現経営者が事業承継を行ってこの後に先代経営者となるケースも含まれています。
- 契約形態における契約者は、特段の記載がない限り保険料負担者です。
- 本書内の税金に関わる計算では、原則、復興特別所得税は考慮していません。
- 相続税計算では、特にことわりがない限り法定相続分どおりに分割されたことを前提に計算しています。計算において小規模宅地等の特例は考慮していません。妻の相続税計算において配偶者の税額軽減は原則、法定相続分まで適用しています。金額表示は原則、万円単位の概算値です。
- 所得税が課税される場合、一般的には併せて住民税が課税されますが、煩雑となるため本書の記述では原則省略しています。また、所得税(一時所得)の計算においては、他に一時所得はないものと仮定して計算しています。

1 相続対策の切り札は「生命保険」

相続における生命保険の基本的な特長

生命保険は他の金融商品とは比類ないといっているほど「相続に強い」商品です。その基本的な特長として、

- ①相続発生後すぐに現金化できる(凍結されない)
- ②相続を放棄しても生命保険金は受け取ることができる
- ③納税・遺産分割の両方の資金を捻出できる
- ④生命保険金は遺産分割の対象外である
- ⑤遺族の生活資金が捻出できる

などがあります。以下、具体的に説明していきましょう。

①相続発生後すぐに現金化できる

相続における生命保険の特長の一つに、「すぐに現金にできる財産であること」が挙げられます。

相続が発生すると、葬儀代をはじめ諸費用が百万円単位で必要となってきます。相続人に手持ちの資金がないときは、被相続人の預貯金から引き出せばいいと思われる方も多いかと思いますが、しかし、金融機関が死亡の事実を確認すると、口座名義人である被相続人の預貯金はただちに「凍結」されてしまって、引き出すことはできません(ただし、金融機関によっては葬儀費用や税理士費用などに限って引き出せるケースがあります)。

凍結された預貯金は、一般的に遺産分割協議が調わないと解除できません。この遺産分割協議が調うまでには、何カ月もかかることがあります。

なお、2018(平成30)年7月13日に公布された民法(相続法)の改正により、2019年7月1日から被相続人の所有する一定額の預貯金を相続人が仮払いを受けられるようにもなりましたが、家庭裁判所の許可が必要になる場合もあり、また、金額には上限などがあります(31ページ参照)。

一方、被相続人が契約者・被保険者となって加入した生命保険は、指定されている生命保険金の受取人が書類を整えて保険会社に提出し、書類に不備がなければ保険会社に書類到着後原則として5営業日程度で保険金が支払われます。

このように生命保険金は、相続発生後のイザというときに役立つということを、ぜひお客さまにご理解いただくようにしてください。

相続発生後すぐに現金化できるのは生命保険!

相続が発生すると、金融機関の預貯金はただちに凍結される!
一方、生命保険は、受取人の請求だけで早期に保険金が支払われる!



契約者	被保険者	受取人
被相続人	被相続人	相続人

生命保険金

2019年7月1日より、被相続人の預貯金の一部を相続人が仮払いを受けられるようにもなりました。

生命保険は、受取人の単独の請求で、保険会社に書類到着後原則として5営業日程度で保険金が支払われる。

1 生命保険金の非課税金額を活用した納税資金対策

相続税法第12条「相続税の非課税財産」の活用

契約者・被保険者が被相続人で、受取人が相続人の場合に、受け取った生命保険金は「みなし相続財産」(相続税法第3条1-1)として、相続税の課税対象となります。

しかし、次の金額までは「非課税財産」として、相続税は課税されません。

相続税法第12条:「相続税の非課税財産」
500万円×法定相続人の数=非課税限度額

※法定相続人の数は、相続の放棄をした人がいても、その放棄がなかったものとみなして相続人の数に加えます(ただし、相続人以外の人や相続を放棄した相続人が生命保険金を受け取っても非課税財産の適用はありません)。

受け取った生命保険金が非課税財産(以下、非課税金額という)の適用となる生命保険の契約形態は、「契約者・被保険者が同一人(被相続人)で、受取人がその相続人の場合」だけに限定されるため注意が必要です。

〈契約形態〉

契約者	被保険者	受取人
被相続人	被相続人	相続人

チェック
ポイント

例えば、独身時代に生命保険に加入し、結婚して子どもが生まれたのに受取人が親のままになっている保険契約(受取人変更をしていない)があったとします。万が一の際、親が生命保険金を受け取るようになりますが、この場合、親は法定相続人ではないので非課税金額が使えません。お客さまの契約の中にこのような実態にそぐわないケースが残っていないかチェックしてみましょう。

コラム

生命保険に関する条文番号や判例日付は要チェック!

生命保険金の非課税金額のことを、「12条」または「相続税法12条」と呼ぶ人たちがいます。なぜなら相続税法の第12条にこの非課税金額のことが書かれているからです。

こうした条文番号をお客さまとの会話の中に盛り込むことによって、お客さまの無意識に与える影響……というよりお客さまの私たちを見る目が変わってくることがあります。さりげなく条文番号などが出てくる会話に、「この営業マンはなんてよく勉強をしているのだろう!」という印象を持っていただけでなく、「この人なら任せても安心だ!」という厚い信頼にもつながってきます。

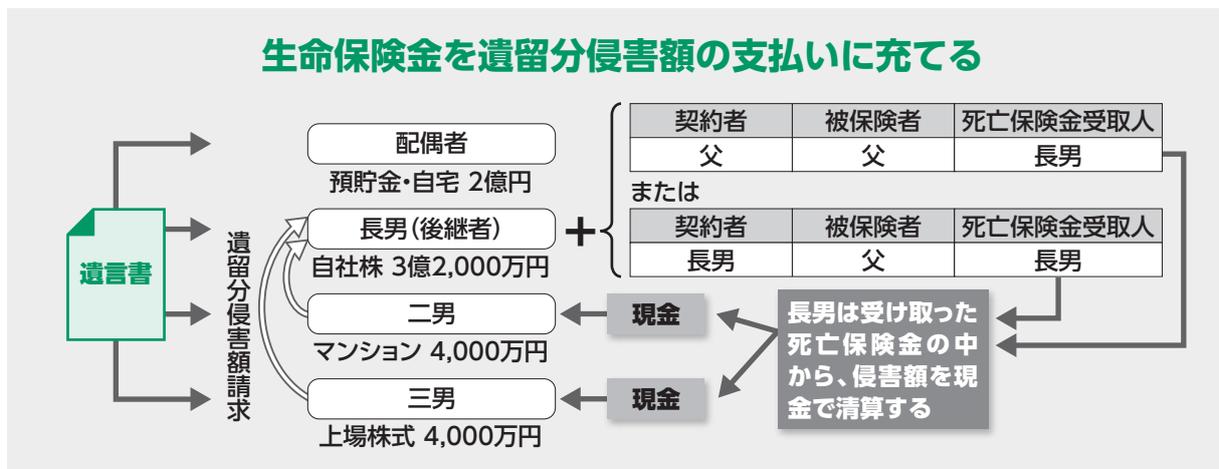
私たちは保険のプロです。生命保険に関する条文番号や判例の日付などはそれほど多くありません。少なくとも本業に関する条文や判例ぐらいには目を通しておくことと、その条文番号や判例の日付ぐらいは覚えておいて、お客さまとの会話の中にさりげなく盛り込んでみることをお勧めします。

3 生命保険金で遺留分侵害額を手当とする

遺留分を侵害した相続人の財産に支払うだけの現金がない場合

遺留分侵害額請求対策として、死亡保険金は特定の相続人(図のケースでは長男)が受け取り、長男は受け取った死亡保険金の中から、遺留分侵害額請求をした他の相続人(この場合は二男と三男)に対して現金を渡します。

多くの相続財産を承継し、他の相続人の遺留分を侵害している相続人が、他の相続人から遺留分侵害額請求を起こされた場合、その侵害額は自らの財産から現金で渡さなければなりません。その現金を請求された相続人(図のケースでは長男)が現金を十分持っていれば生命保険活用の必要はありませんが、多くの場合、長男自身にはそこまでの資金的余裕がありません。そこで被相続人が死亡したときに、遺留分侵害額請求に対応するための資金を長男が確保できるよう、生命保険を活用します。



なお、前ページの「提案その2」の方法は、二男と三男が受け取る生命保険の死亡保険金は、税法上では「みなし相続財産」として相続税の課税対象となりますが、民法上では土地や建物、預貯金などとは異なり、本来の相続財産には当たりません。したがって二男や三男は保険金を受け取ってしながら長男に対し「遺留分」を主張することも考えられます。

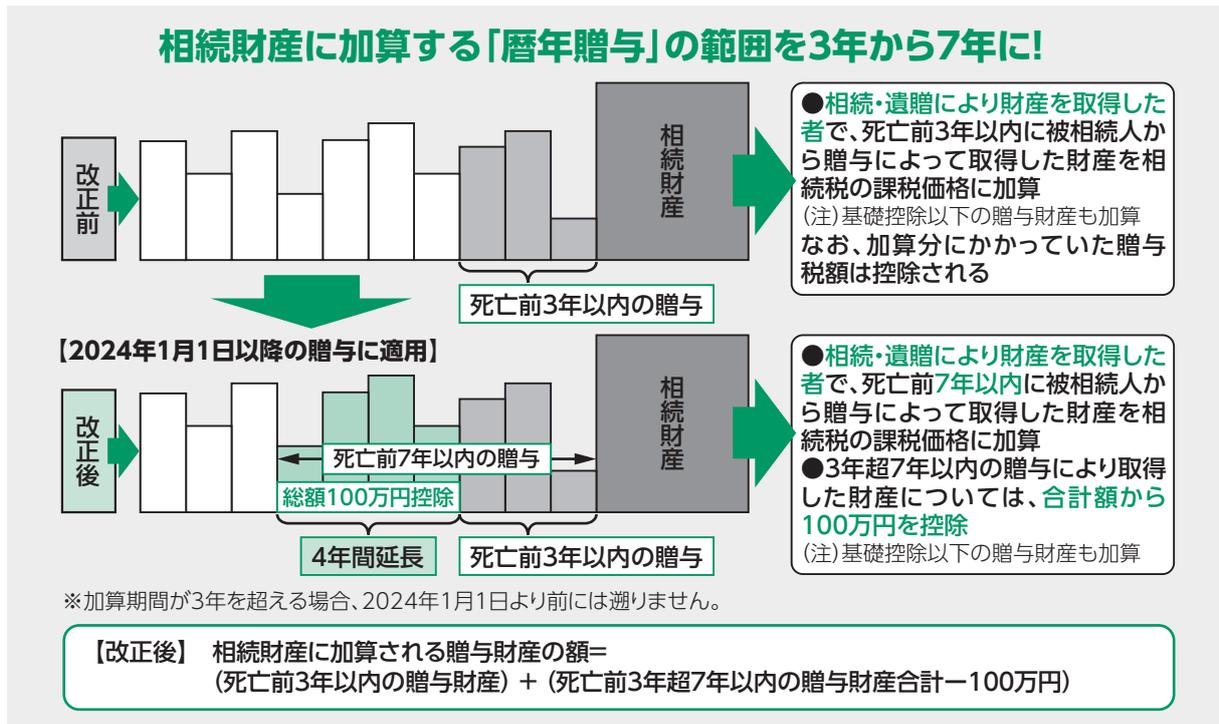
そこで遺留分の侵害額請求を封じるには、以下の二つの方法があります。一つは、「二男、三男は生命保険の死亡保険金を受け取ることにより、遺産を取得したものとみなすように取り扱う」といった趣旨を遺言で示します。もう一つは、父親が生前に二男と三男に生命保険の意図を説明し、保険金受取人である二男と三男が自発的に、「遺留分の放棄」を家庭裁判所に申し立てることが考えられます。「遺留分の放棄」は被相続人の生前に行います。

チェックポイント 「遺留分の放棄」の申立ては、家庭裁判所において所定の要件に基づいて審理されますので、すべての申立てが許可されるわけではありません。

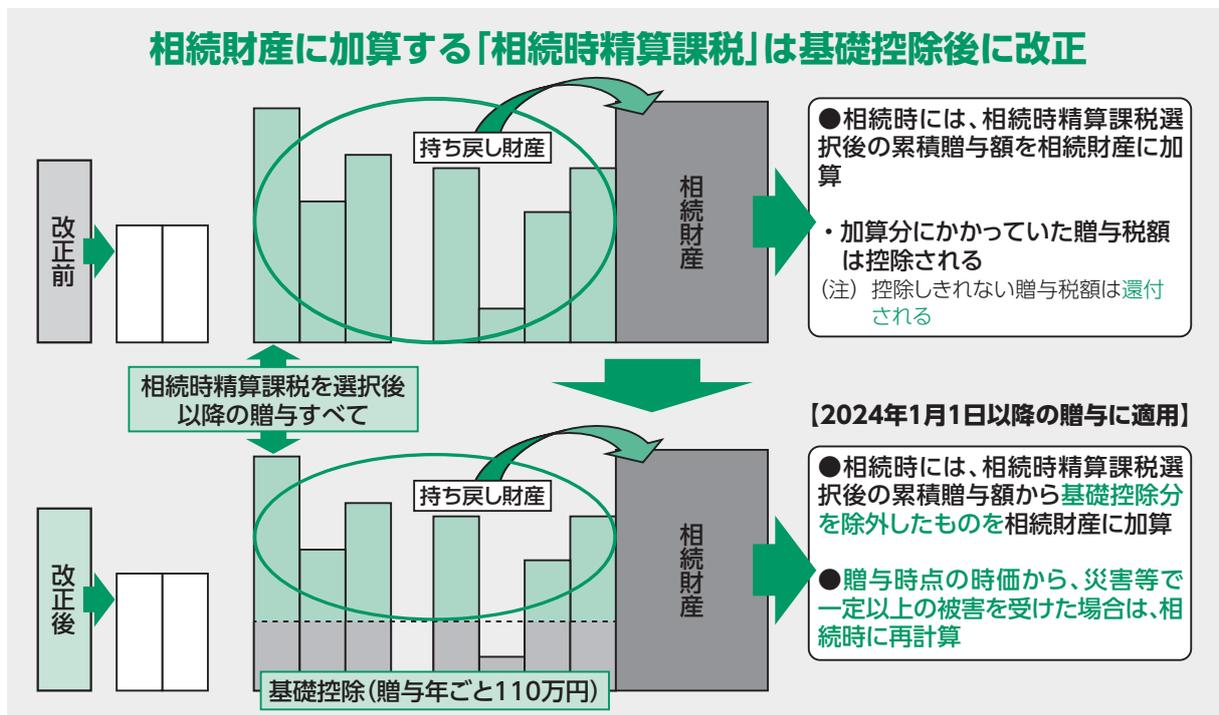
【相続・贈与の税制改正】

2023(令和5)年度税制改正において、暦年贈与と相続時精算課税の一部が改正となりました。その改正のポイントは、相続人への贈与の「持ち戻し」についてです。

暦年贈与については、相続開始前3年以内の贈与財産の持ち戻しから、相続開始前7年以内の贈与財産が持ち戻しされることになりました(ただし、4年目から7年目までの持ち戻しについては、4年目から7年目までの贈与財産の合計額から100万円を控除した金額)。



相続時精算課税については、新たに110万円の基礎控除が設けられ、相続時精算課税を選択して以降の毎年の贈与財産から、基礎控除である110万円をその都度控除した残りの財産合計額を相続財産に持ち戻すことになりました(ただし、贈与財産のうち災害等で滅失した土地・建物等については再計算します)。この改正は、2024(令和6)年1月1日からの相続・贈与について適用されます。



相続税の特例納税猶予制度利用時の生命保険活用②

相続税の特例納税猶予の取消しリスク対策

納税猶予が取り消されると、納税猶予額+利子税を現金一括払い

相続税の納税猶予について、特に納税猶予の適用開始から5年間においては『特例承継期間』として、厳しい継続のための要件が定められています。その要件を満たせなくなった時点で納税猶予が取り消され、納税猶予額の納付とともにそれまでの期間における利子税も支払うことになります。

特例承継期間中におけるおもな認定取消理由	
○報告・届出を怠った(当初の5年間は毎年1回、都道府県への報告、所轄税務署への届出が必要)	
○後継者が代表者でなくなった(不慮の事故等で一定の障害の場合は継続)	
○会社が倒産・解散した(5年経過後は一定の要件で免除・減免措置あり)	
○納税猶予適用対象株式を譲渡・贈与した(5年経過後は譲渡・贈与した対象株式のみ)	
○(後継者の認定要件における)持株比率要件を満たさなくなった	
○減資を行った(欠損填補目的等一定の場合を除く)	○資産保有型会社または資産運用型会社となった
○適用対象外会社(上場会社・性風俗営業会社)に該当した	○先代経営者が代表者に復帰した(贈与税の場合)

特に上の図の一番目は、5年経過後も3年ごとに税務署に継続の報告書が必要となります。報告や届出を怠ったとたんに納税猶予は取り消しとなります。特例納税猶予制度が続く限りこの手続きが必要となることから、制度の利用をためらっている経営者や顧問税理士がたくさん見受けられます。

納税猶予額相当分に当たる金額を保険で準備

こうした納税猶予の取消しリスクを考えると、事前にリスクカバーさえなされていれば、安心して特例納税猶予制度を利用することができます。その方法として最もシンプルで簡単にできることは、納税猶予額相当分の金額を事前に生命保険でカバーしておくことです。

特に特例承継期間の5年間は取消しリスクが高いために、この期間を無事経過した場合、あるいはそのまま次世代の後継者に引き継ぐことができれば、先代経営者死亡時点でリスク対策として準備した生命保険金は、そのまま後継者個人の生活資金等に活用することができます。

なお、後継者が相続人の場合は、会社契約で生命保険を準備し、先代経営者死亡後、役員退職慰労金として後継者に渡るようにする(役員退職慰労金規程で受取人指定)ことによって、納税猶予の取消しリスクのカバーとして活用することができます。

【契約形態1】

契約者	被保険者	死亡保険金受取人
後継者(または先代経営者)	先代経営者	後継者

【必要な保険金額】 納税猶予額相当分+利子税分。

【契約形態2】

契約者	被保険者	死亡保険金受取人
会社	先代経営者	会社

【必要な保険金額】 役員退職慰労金規程による金額(必ずしも納税猶予額相当分と一致するとは限りませんから、不足分が出た場合はカバーが必要です)。